

使用者責任における被用者の使用者に対する求償の可否

【文 献 種 別】 判決／最高裁判所第二小法廷

【裁判年月日】 令和 2 年 2 月 28 日

【事 件 番 号】 平成 30 年（受）第 1429 号

【事 件 名】 債務確認請求本訴、求償金請求反訴事件

【裁 判 結 果】 破棄差戻し

【参 照 法 令】 民法 715 条

【掲 載 誌】 裁時 1742 号 7 頁、労働判例ジャーナル 97 号 2 頁、裁判所ウェブサイト

◆ LEX/DB 文献番号 25564902

名古屋大学准教授 佐藤康紀

事実の概要

Y 社に雇用されトラック運転手として勤務していた X は、平成 22 年 7 月 26 日、Y 社の業務としてトラックを運転中に、A の運転する自転車と接触し（以下「本件事故」という）、これにより A を死亡させた。A の相続人には長男 B 及び次男 C がいた。このうち C は、Y 社に対して損害賠償請求訴訟を提起し、訴訟上の和解に基づき、Y 社から和解金 1300 万円の支払いを受けた。他方、B は、X に対して損害賠償請求訴訟を提起したところ、その控訴審は、1383 万円余りの限度で請求を認容する旨の判決を言い渡し、これが確定した。X は、同判決に従い、B のために 1552 万円余りを弁済供託した。

そこで X は、Y 社に対し、主位的に、本件事故により生じた A の損害全額を Y 社が負担する旨の合意に基づき、予備的に、被用者の使用者に対するいわゆる逆求償権に基づき、（弁済供託した額に対応する）1552 万円余りの支払いを求める訴訟を提起した（本訴請求）。これに対し、Y 社も、X に対し、（C へ支払った和解金に対応する）1300 万円の支払いを求める反訴を提起した（反訴請求）。

第一審（大阪地判平 29・9・29LEX/DB25565038）は、本訴請求の主位的主張にかかる合意の成立を認定しなかったが、予備的主張については、被用者と使用者とが負担する損害賠償債務は「不真正連帯債務」であり、「一方が自己の負担部分を超えて賠償債務を履行した場合には、その部分について、他方に求償することができる」としてこれを認め、本訴請求を認容した。他方、反訴請求については、

Y 社はその負担部分 75% を超える額を支払っていないとして棄却した。これに対し、Y 社が控訴した。

原審（大阪高判平 30・4・27LEX/DB25565039）は、次の通り判示して、本訴請求について第一審判決を取り消した（本訴請求、反訴請求ともに全部棄却）。「民法 715 条 1 項は、被害者保護のため……被害者が資力の乏しいこともある被用者から損害賠償金を回収できない危険に備えて、報償責任や危険責任を根拠にして、使用者にその危険回避の負担を負わせたものであって、本来の損害賠償義務を負うのは、被用者であることが前提とされている。……そうすると、民法 715 条 3 項の求償権が制限される場合と同じ理由をもって、逆求償という権利が発生する根拠とまですることは困難である。結果が公平に見えることがあるだけでは、理由とはならない」。これに対し、X が上告受理を申し立てた。

判決の要旨

本訴請求に関する部分につき、破棄差戻し（求償可能額につき審理を尽くさせるため）。

「民法 715 条 1 項が規定する使用者責任は、使用者が被用者の活動によって利益を上げる関係にあることや、自己の事業範囲を拡張して第三者に損害を生じさせる危険を増大させていることに着目し、損害の公平な分担という見地から、その事業の執行について被用者が第三者に加えた損害を使用者に負担させることとしたものである……〔最判昭 32・4・30 民集 11 巻 4 号 646 頁、最判昭

63・7・1 民集 42 巻 6 号 451 頁参照]。このような使用者責任の趣旨からすれば、使用者は、その事業の執行により損害を被った第三者に対する関係において損害賠償義務を負うのみならず、被用者との関係においても、損害の全部又は一部について負担すべき場合があると解すべきである。

また、使用者が第三者に対して使用者責任に基づく損害賠償義務を履行した場合には、使用者は、その事業の性格、規模、施設の状況、被用者の業務の内容、労働条件、勤務態度、加害行為の態様、加害行為の予防又は損失の分散についての使用者の配慮の程度その他諸般の事情に照らし、損害の公平な分担という見地から信義則上相当と認められる限度において、被用者に対して求償することができるものと解すべきところ……[最判昭 51・7・8 民集 30 巻 7 号 689 頁]、上記の場合と被用者が第三者の被った損害を賠償した場合とで、使用者の損害の負担について異なる結果となることは相当でない。

以上によれば、被用者が使用者の事業の執行について第三者に損害を加え、その損害を賠償した場合には、被用者は、上記諸般の事情に照らし、損害の公平な分担という見地から相当と認められる額について、使用者に対して求償することができるものと解すべきである。」

なお、菅野裁判官及び草野裁判官の補足意見と、三浦裁判官の補足意見とがある。

判例の解説

一 はじめに

本判決¹⁾は、使用者の事業の執行について被用者が第三者（以下「被害者」という）に対して損害を与えた場合に、その損害を自ら賠償した被用者が、使用者に対して求償できる旨を承認した、初めての最高裁判決である。このような求償（民法 715 条 3 項が定める使用者の被用者に対する求償との対比で「逆求償」と呼ばれる²⁾）の可否については、後述のように理論上の問題としては夙に意識されてきたものの、実際の紛争事例に乏しく³⁾、ごく最近に下級審判決において肯定例（佐賀地判平 27・9・11 判時 2293 号 112 頁⁴⁾）が現れるまでは、下級審裁判例さえ認知されてこなかった。かくして本判決には、逆求償が可能であることを最高裁として正面から示した点に、最も重要な先例的意

義がある（三）。加えて、逆求償の範囲についても、それを定めるための考慮事情を明示したという意義が認められる（四）。このように本判決は新たな先例としての意味を持つが、その理由付けからは、従来の判例（・学説）の立場（二）の延長線上に導かれる判断を示したという自己規定を看取できる。

二 従来の判例・学説⁵⁾

本判決は、その判断の理由として、使用者責任の趣旨（一）からの演繹と、使用者の被用者に対する求償を制限する解決（二）との権衡、という 2 点を挙げる。

1 使用者責任の趣旨

本判決は、学説により報償責任及び危険（危殆）責任と定式化されてきた要素⁶⁾を挙げ、それらに基づく「損害の公平な分担」を以て使用者責任の趣旨とする。こうした帰責原理をめぐる議論は、被害者救済を確保する必要性とともに論じられる⁷⁾ことにも表れるように、第一次的には使用者の被害者に対する損害賠償責任（民法 715 条 1 項）の根拠付けを、換言すれば、使用者と被害者との間の損害の分担を念頭に置いているといえる⁸⁾。本判決が挙示する 2 つの最高裁判決（昭和 32 年最判及び昭和 63 年最判）における使用者責任の趣旨に関する説示も、この脈絡を超えるものではなかったといえるし、原審判決も、使用者責任の趣旨が及ぶ局面をこの脈絡に限定している。しかし、主として大企業の発達という現実を前に、使用者の帰責原理を使用者と被用者との間の損害の分担の問題にまで徹底させて、賠償負担の被用者への転嫁を不適切とみる発想⁹⁾が、程度の差はあれ広く共有されていく。そこでの論点の 1 つが、使用者の被用者に対する求償（民法 715 条 3 項）の制限であった。

2 使用者の被用者に対する求償の制限

この議論は、使用者に求償権が当然認められるという原則（民法 715 条 3 項＝注意的規定説）¹⁰⁾を前提に出発した。その上で権利濫用による求償権行使の否定¹¹⁾や、過失相殺の理論による求償の減額¹²⁾が試みられる一方で、（立法論としては国家賠償法 1 条と同様に被用者の故意又は重過失なき限り求償を認めないとする規律を適当としつつ

も、）解釈論としては使用者が共同不法行為者といえる場合にその限りで求償が制限されうるにすぎないという見解も有力に存在した¹³⁾。これに対し、使用者責任は被用者の責任に加えられた二次的責任にすぎないという理論的前提¹⁴⁾にも批判が向けられるようになる¹⁵⁾。その批判は、使用者も不真正連帯債務における固有の負担部分を有するという理論構成により求償制限を試み、かつ逆求償の余地も肯定する見解¹⁶⁾をもたらした。そうした中で、下級審裁判例の趨勢¹⁷⁾も受けて、本判決の引用する昭和 51 年最判が、信義則を根拠とする求償制限の枠組みを最高裁として初めて示すに至ったが、この枠組みが、使用者の全面的な求償権を前提とする¹⁸⁾のか、それとも使用者の自己責任を観念する¹⁹⁾のかについては解釈が分かれており、この相違は逆求償の可否に影響を与えるとみられていた。

三 逆求償の可否

逆求償の可否について触れる初期の言説においては否定説が有力であった²⁰⁾が、使用者責任の趣旨が使用者・被用者間の関係にも妥当するとして使用者の求償制限を認めるのであれば、同じ理由によって逆求償を肯定するのが公平に適うと考えるのが自然である²¹⁾。問題は、その法律上の発生原因が明らかではないことである²²⁾。本件原審判決が「結果が公平に見える」ことを認めつつそれ「だけでは、理由とはならない」として逆求償を否定せざるを得なかった所以も、また被用者が使用者との間に共同不法行為の関係が成立する場合のみ逆求償を認めるという消極的な見解²³⁾が存在する所以も、主としてこの点にあったといえる。これに対し、（不真正）連帯債務における使用者固有の負担部分の存在²⁴⁾、不当利得²⁵⁾、安全配慮義務違反による損害賠償請求権²⁶⁾など、公平な帰結を導くための様々な構成も試みられてきた。

本判決は、逆求償権の発生原因について直接には何も述べていないが、以下の 3 点を指摘できる。第 1 に、昭和 51 年最判と同様の枠組みを受け止めることが理論的に困難であると思われる共同不法行為構成は、退けられているとみてよい。第 2 に、昭和 51 年最判の引用部分と異なり、本判決の規範命題からは「信義則上」という文言が慎重にも削られている。本判決が「結果」のみならず

理論構成も昭和 51 年判決のそれと平仄を合わせた²⁷⁾と読むならば、信義則に基づき逆求償を認めたと解する²⁸⁾ことも排除されないが、逆求償の余地を肯定する説示は使用者責任一般に射程が及んでいとみられるところ、契約上の信義則という論理で果して契約関係のない使用関係においても逆求償権を基礎付けうるのかについては、問題が残る²⁹⁾。第 3 に、第一審判決が示した不真正連帯債務構成を積極的に退ける表現はみられない。この構成は、最も一般的な射程を持つと思われるが、今後この構成を採ると、特に被用者からの賠償が部分的にとどまる場合、（平成 27 年改正後の）民法 442 条の適否をめぐる難題³⁰⁾が生じうる。

逆求償の可能性の承認が一般的射程を持つとすれば、もし被用者の主観や使用者との関係性等に鑑みて逆求償を否定すべき場合があっても、それは次の求償額の決定の問題として処理されることになる。

四 逆求償の範囲

逆求償の具体的な額をどのような考慮事情に基づいて決するかについて本判決は、使用者から被用者に対する求償の場合と「異なる結果となることは相当でない」という根拠とともに、昭和 51 年最判と同じ基準の適用を求めている。昭和 51 年最判を挙示する括弧書きが、他の最判を挙示するそれに比して、「参照」という文言³¹⁾を除いているのは、本判決が昭和 51 年最判を使用者・被用者間の求償関係における負担の分担を決する先例とみなしている、という見方を裏付けよう。

差戻審の見通し³²⁾を検討する紙幅はないが、補足意見は、いずれも逆求償を認める志向を強く持っている。特に、Y 社が任意保険に加入していなかったという事実を Y 社の負担となる方向に評価する点は、昭和 51 年最判を始め使用者の求償制限における大きな考慮要素となってきたことと平仄が合う。三浦補足意見は、貨物自動車運送事業法やその施行規則の参照によって上記の評価に法令上の基礎を与えようと試みるもので、注目に値する。

五 その他の問題

今後の課題としては、逆求償権の行使を否定する内容の合意が事前又は事後に結ばれた場合の当

該合意の効力（公序良俗違反として無効になる場合がありうる）³³⁾、代理監督者（民法 715 条 2 項）への逆求償の可否及び範囲（本判決の直接の射程には含まれないが、射程が拡張されるという議論は不可能ではない³⁴⁾、といった点を挙げることができる。

●——注

- 1) 先行評釈として、水町勇一郎・ジュリ 1543 号 4 頁、田中洋・法教 477 号 141 頁、細谷越史・新・判例解説 Watch 文献番号 z18817009-00-101081897 (Web 版 2020 年 7 月 31 日掲載)。調査官による解説として、舟橋伸行・ひろば 73 巻 7 号 68 頁。
- 2) 神田孝夫・ジュリ臨増 642 号 (1977 年) 79 頁以下。
- 3) その原因の考察として、舟橋・前掲注 1) 69 頁。
- 4) 評釈として、天澤孝子・ひろば 70 巻 10 号 67 頁、高井洋輔・民商 155 巻 3 号 540 頁。
- 5) 使用者責任をめぐる学説史の詳細は、中原太郎「事業遂行者の責任規範と責任原理 (1)(2)」法協 128 巻 1 号 1 頁以下・2 号 271 頁以下 (2011 年) 参照。
- 6) 加藤一郎編『注釈民法 (19)』(有斐閣、1965 年) 268 頁[森島昭夫] 参照。
- 7) 末弘厳太郎『債権各論』(有斐閣、1918 年) 1079 頁、勝本正晃『債権法各論概説』(嚴松堂書店、1948 年) 325 頁等。
- 8) 椿寿夫・判評 116 号 (1968 年) 121 頁、島田信義「使用者責任」法セ 159 号 (1969 年) 21 頁。
- 9) 我妻栄『事務管理・不当利得・不法行為』(日本評論社、1937 年) 178 頁を嚆矢とし、神田孝夫『不法行為責任の研究』(一粒社、1987 年) 115 頁以下〔初出 1971 年〕は、この発想を本格的に考察の基礎に据える。
- 10) 梅謙次郎『民法要義卷之三債権篇』(和仏法律学校、1897 年) 884 頁が引かれる。
- 11) 石田文次郎『債権各論講義』(弘文堂、1937 年) 288 頁以下。
- 12) 我妻・前掲注 9) 178 頁。ロジックは異なるが、勝本・前掲注 7) 317 頁も参照。
- 13) 加藤一郎『不法行為』(有斐閣、1957 年) 190 頁。逆求償の局面との均衡も考慮する。
- 14) この責任構造は、それを克服対象として措定する過程で「代位責任」という語で定式化される(田上富信「被用者の有責性と民法 715 条(その 1)」鹿法 8 巻 2 号(1973 年) 61～62 頁)。この「代位責任」モデルの学説史的文脈については、中原・前掲注 5) (1) 68 頁以下。
- 15) 川添清吉「使用者責任における求償権」青法 8 巻 3 号 (1967 年) 131 頁以下。
- 16) 椿・前掲注 8) 121 頁。
- 17) 裁判例の最新の網羅的分析として、村木洋二「被用者が使用者又は第三者に損害を与えた場合における使用者と被用者の間の賠償・求償関係」判タ 1468 号 (2020 年) 5 頁以下。
- 18) 川井健『現代不法行為法研究』(日本評論社、1978 年)

98 頁以下、103 頁。

- 19) 神田・前掲注 2) 81 頁。
- 20) 末弘・前掲注 7) 1090 頁、鳩山秀夫『日本債権法各論(下巻)』(岩波書店、1920 年) 917 頁、石田・前掲注 11) 289 頁。
- 21) 「実効性に乏しい」という視点は、抽象的な政策論としては議論の必要があるとしても、既に生じた紛争を前にその処理を考えなければならない局面では採り得ないだろう。
- 22) 渡邊力『求償権の基本構造』(関西学院大学出版会、2006 年) 80 頁以下参照。
- 23) 淡路剛久『連帯債務の研究』(有斐閣、1975 年) 301～302 頁、澤井裕『テキストブック事務管理・不当利得・不法行為〔第 3 版〕』(有斐閣、2001 年) 313～314 頁。
- 24) 前掲平成 27 年佐賀地判、本件第一審判決。学説では、椿・前掲注 8) 121 頁、潮見佳男『不法行為法Ⅱ〔第 2 版〕』(信山社、2011 年) 54 頁、平野裕之『民法総論 6 不法行為法〔第 3 版〕』(信山社、2013 年) 260 頁。
- 25) 能見善久・法協 95 巻 3 号 604 頁、四宮和夫『不法行為』(青林書院、1987 年) 713 頁、村木・前掲注 17) 17 頁(但し、注 71)。
- 26) 川井・前掲注 18) 105 頁、森島昭夫『不法行為法講義』(有斐閣、1987 年) 31 頁。
- 27) こうした発想は、鳥栖簡判 27・4・9 判時 2293 号 115 頁以下(前掲平成 27 年佐賀地判の原審) 117 頁にみられる。
- 28) 水町・前掲注 1) 5 頁は、「労働契約関係上の信義則」に基づいた判断と評する。
- 29) 高井・前掲注 4) 545 頁、細谷・前掲注 1) 2 頁も参照。
- 30) 「自己の負担部分を超えて」賠償したことを要件に求償を認める前掲昭和 63 年最判の立場を変更するのかどうかが問われる。民法 442 条改正の趣旨については理解が分かれている(平野裕之『新債権法の論点と解釈』(慶應義塾大学出版会、2019 年) 134～135 頁参照)が、最高裁は、民法改正審議の過程において、被害者保護の観点から、上記の立場を変更することに対して消極的な意見を明らかにしたことがある(法制審議会「(民法(債権関係)部会資料 33-2)『民法(債権関係)の改正に関する中間的な論点整理』」に対して寄せられた意見の概要(各論 1)」、<http://www.moj.go.jp/content/000096681.pdf> (2020 年 8 月 27 日閲覧)、608 頁)。
- 31) 判例が先例を挙示する際の「参照」文言の含意については、中野次雄編『判例とその読み方〔三訂版〕』(有斐閣、2009 年) 134～135 頁を参照。
- 32) 細谷・前掲注 1) 3～4 頁参照。
- 33) 村木・前掲注 17) 15 頁参照。
- 34) 神田孝夫『使用者責任〔新版〕』(一粒社、1998 年) 318 頁は、これを「ほとんど究明されていない」問題とするが、同 302 頁以下の帰責根拠についての議論を基にしながら、本判決の枠組みの射程を検討していくことになるだろう。